

昭和48年度において講じようと
する公害防止に関する主要施策

目 次

第1章 基本的施策	443
第1節 公害防止計画の策定等	443
1 大阪府環境管理計画（仮称）の策定	443
2 公害防止計画の進行管理	443
第2節 現行府公害防止条例の活用と検討	443
第3節 公害関係部門の組織の充実	444
1 公害規制担当部門の強化	444
2 公害保健担当部門の整備	444
第4節 公害現況等調査の実施	444
第5節 土地利用の適正化に関する施策	445
1 工場の適正分散および集団化の促進	445
2 土地利用における公害防止の配慮	445
3 都市計画の推進	446
第2章 公害防止の諸施策	447
第1節 大気汚染対策	447
1 法律、条例に基づく規制	447
2 大気清浄化計画の策定およびその推進	447
3 光化学スモッグ対策の推進	448
4 自動車排出ガス対策の推進	448
5 大気汚染の常時監視および緊急時措置の実施	449
第2節 水質汚濁対策	449
1 法律、条例に基づく規制	449
2 水質汚濁負荷量削減計画の策定	449
3 水質汚濁の常時監視	450
4 下水道整備の促進	450

5	河川の汚泥しゅんせつ事業の実施	450
6	船舶廃油処理施設の充実	450
7	瀬戸内海環境保全対策の推進	451
8	農林水産公害対策の実施	451
第3節	騒音・振動対策	451
1	法律、条例に基づく規制	451
2	自動車騒音対策の実施	451
第4節	航空機公害対策	452
1	大阪国際空港航空機公害対策の推進	452
2	大阪国際空港周辺整備機構（仮称）の設立	452
3	学校防音工事の実施等	452
第5節	地盤沈下対策	453
1	法律、条例に基づく規制	453
2	地盤沈下状況の調査の実施	453
3	代替水の供給および受水施設整備に対する助成	453
第6節	廃棄物処理対策	454
1	産業廃棄物処理対策	454
2	一般廃棄物処理対策	454
第7節	公害による健康被害の防止および救済に関する施策	454
1	健康被害に関する調査研究の実施	454
2	保健所における公害防止業務の実施	455
3	公害健康被害救済法の施行等	456
4	西淀川区公害医療センター（仮称）の建設に対する助成	456
第8節	公害防止のための助成	456
1	中小企業者に対する公害防止資金の融資	456
2	西淀川地区公害防止緊急対策に対する助成	457
3	市町村の公害防止行政に対する助成	457
4	民間における公害防止技術の研究に対する助成	458
第9節	公害防止技術の開発および指導	458

1	公害防止技術の開発等	458
2	公害防止技術の相談・指導	458
3	公害防止技術者の養成	458
第10節	公害の監視、検査・分析、研究体制の拡充	458
1	公害監視センターの拡充	458
2	環境科学センター（仮称）の設立準備等	459
第11節	その他の公害防止対策	459
1	公害に関する苦情・相談の処理	459
2	大阪府公害審査会の運営	459
3	公害モニター制度の運営	460
4	公害防止管理者等にかかる業務の運営	460
5	公害防止に関する知識の普及	460
付録	昭和48年度公害関係予算一覧	461

第1章 基本的施策

第1節 公害防止計画の策定等

1 大阪府環境管理計画（仮称）の策定

昭和46年5月、公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第19条に基づいて内閣総理大臣から策定の指示があった公害防止計画については、昭和47年12月、大阪地域公害防止計画として国の承認を受け、さらに引き続いて大阪府公害防止条例（昭和46年大阪府条例第1号）第9条に基づき、大阪府の地域的特性を十分に考慮し、従来の濃度規制に加え、今後実施すべき総量規制の目標となる環境容量の概念を導入した府独自の公害防止計画－大阪府環境管理計画（仮称）－の策定作業を進めてきたところであるが、本年度はこの計画の策定を完了する。

（第2章「現行府公害防止条例の活用と検討」参照）

2 公害防止計画の進行管理

公害防止計画の策定に伴い、各種汚染物質の具体的削減計画の作成およびその実施状況ならびに公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）の適用を受ける事業を中心とする諸種の公害対策事業および公害防止関連事業等の進行状況を把握し、公害防止計画の適切かつ円滑な実施を図る。

なお、環境基準の設定または改定等に対応して、公害防止計画の見直しを行なう。

第2節 現行府公害防止条例の活用と検討

大阪府公害防止条例および大阪府公害防止条例施行規則（昭和46年大阪府規則第55号）に基づいて積極的に公害発生源工場、事業場に対する監視、取締り、指導に努めるとともに、公害防止計画の策定に伴う諸施策の実施その他公害現象の推移等

情勢の変化に対応し、さらに公害関係法令の改正の動向をも考慮しつつ、同条例および同施行規則の内容について検討を進める。

なお、工場、事業場に対する規制基準等については、環境容量を基礎として今後実施すべき総量規制の具体的方法についての検討を行なう。

(第1章第1節1「大阪府環境管理計画（仮称）の策定」参照)

第3節 公害関係部門の組織の充実

1 公害規制担当部門の強化

工場、事業場に対する規制、指導を強化するため、公害室大気課および水質課にそれぞれ規制担当の1係を増設するとともに、公害防止計画の進行管理等を行うため、公害室公害対策課に計画管理係を設ける。

2 公害保健担当部門の整備

環境汚染にかかる保健対策を強化するため、環境保健課に公害保健に関する業務を担当する企画係および調査係を設ける。

第4節 公害現況等調査の実施

公害対策を推進するためには、公害の現況および公害発生源の動向等を経年的には握する必要があるので、本年度も次の諸調査を実施する。

- (1) いおう酸化物による大気汚染の地域別状況をは握するため、昭和42年度から実施している二酸化鉛法による測定を引き続き実施する(本年度の測定点は283地点、うち大阪市内85地点、堺市内19地点および高石市内3地点は各市が実施)。
- (2) 降下ばいじん（不溶解性のもの）による大気汚染の地域別状況をは握するため、昭和45年度から実施しているダストジャー方式による測定を引き続き実施する(本年度の測定点は282地点)。

(3) 浮遊ふんじんの実態をは握するため、昭和43年度から実施している浮遊ふんじんの総量および質（主として重金属）についての測定分析を引き続き実施する（本年度の測定点は17地点、うち大阪市内の2地点は大阪市が実施）。

また、人の健康に影響を与えると考えられる浮遊粒子状物質（大気中に浮遊する粒径10ミクロン以下の粒子状物質）の測定を新たに本年度から実施する（本年度の測定点は6地点）。

(4) 工場、事業場における燃料使用状況等の実態をは握するため、昭和42年度から実施しているアンケート方式による燃料使用量等の実態調査を引き続き実施する（本年度の調査対象工場、事業場数は約2,000）。

第5節 土地利用の適正化に関する施策

1 工場の適正分散および集団化の促進

工場と住宅が混在しているために発生する公害の抜本的解決策として、次のように工場の適正分散および集団化を促進する。

(1) 公害防止事業団による工場団地造成事業を次の計画により促進する。

団地名	参加企業数	業種	造成面積	造成等予定価格
大阪鉄工金属団地 (廃酸処理施設)	6	金属加工	— m ²	6,000万円
大阪南港自動車整備団地	70	自動車修理	7,100	50,000
此花工業団地	32	金属加工	16,500	58,200
堺市化学工業団地	9	化学薬品	22,600	66,600

(2) 市町村またはその開発公社が公害防止のための工業団地造成用地を先行取得し、または工場移転跡地を買い上げる場合、これらの事業に必要な資金を財團法人大阪府都市整備協会等を通じて当該市町村またはその開発公社へ貸し付ける。

2 土地利用における公害防止の配慮

臨海部の造成地等における土地利用の決定にあたっては、公害防止の見地から

の最大限の配慮を行なう。

3 都市計画の推進

計画的な土地利用と市街地整備を推進するため、引き続き現在の用途地域地区を再検討し、都市計画法の一部改正（昭和45年6月）によって変更された新用途地域地区に指定替えをする。

第2章 公害防止の諸施策

第1節 大気汚染対策

1 法律、条例に基づく規制

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）および大阪府公害防止条例に基づき、いおう酸化物、ばいじんその他の汚染物質の排出規制について、関係工場、事業場に対する取締り、指導を強力に実施する。

とくに大阪府公害防止条例に基づく排出基準または設備基準の適用猶予期限が本年度中に到来する施設を設置している関係工場、事業場に対しては、その遵守状況を確認するため、積極的に立入検査を実施する。

また、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）の施行については、関係市町村に対する指導の徹底を図り、工場、事業場に対する規制、指導を強力に実施する。

2 大気清浄化計画の策定およびその推進

昭和46年10月以降、大気汚染因子にかかる環境基準の早期達成を目標として昭和44年度から実施しているブルースカイ計画を修正充実して、新ブルースカイ計画を実施してきたが、同計画は昭和47年度をもって終了したので、本年度からは公害防止計画に示された目標を達成するため、いおう酸化物のほか、窒素酸化物およびばいじんを中心に大気汚染物質の具体的削減計画としての大気清浄化計画を策定するとともに、その実施にあたっては隣接府県と協調しつつ次のような対策を推進する。

- (1) いおう酸化物対策としては、從来から行なってきた使用燃料の低いおう化を一そう促進するため、各工場、事業場に対し燃料の改善指導を強化する。
- (2) 窒素酸化物対策としては、電力、鉄鋼、石油精製業等の大発生源工場に対し、窒素酸化物排出量の削減指導を行なう。
- (3) ばいじん対策としては、鉄鋼、ガラス製造業等の大発生源工場に対し、ばいじん排出量の削減指導を行なう。

3 光化学スモッグ対策の推進

光化学スモッグの発生原因を究明する等のため、昨年度に引き続き次のように諸調査を実施するとともに緊急時の対策を推進する。

- (1) 光化学スモッグの発生源を調査するため、工場、事業場の排出ガス中における大気汚染物質の排出濃度等の調査（調査対象工場約40）を実施するとともに、府下の主要幹線道路における自動車の実車走行によって、路線別、時間別に自動車排出ガス量の調査を実施する。
（4「自動車排出ガス対策の推進」参照）
- (2) 光化学スモッグの原因物質を究明するため、一次汚染物である炭化水素等および二次汚染物であるオゾン、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）等についてガスクロマトグラフィ質量分析計等により分析し、その変動状況を把握するとともに、光化学スモッグの発生機構の立体的究明と複合汚染の解明を行なうため、環境庁の委託による調査とあわせ、その内容をさらに充実して航空機、カイツーン等により、汚染物質の高度別測定と気象観測を実施するほか、ゴム亀裂法による汚染物質の広域的濃度分布の調査等を行なう。
- (3) 光化学スモッグの発生状況を監視するため、窒素酸化物およびオキシダントの測定点を追加（新設する固定観測局5局に窒素酸化物、4局にオキシダントの測定機器をそれぞれ設置）するとともに、熊取町ほか10町村に新たに無線受信機を設置し、緊急時における市町村との連絡体制をさらに密にする。
（5「大気汚染の常時監視および緊急時措置の実施」参照）
- (4) 光化学スモッグ緊急時対策として、関係工場に対しあい煙排出量の削減措置等を要請、勧告するとともに立入検査を実施し、また、被害発生時には緊急の調査班を現地に派遣して必要な調査を実施する。

4 自動車排出ガス対策の推進

国における自動車排出ガス減少対策として、道路運送車両の保安基準の一部改正（昭和48年1月）により、本年5月1日から、一定の範囲の使用過程車（中古車）に対し、排出ガス減少装置の取付けまたは点火時期の調整が義務づけられたことに伴い、その対策の実効を期するため、関係機関を通じて自動車の使用者等に対し、排出ガス減少装置の取付け等の周知徹底を図るとともに、街頭における検査体制を強化する。

また、府下の主要幹線道路における自動車の実車走行によって、路線別、時間別に自動車排出ガス量を調査するとともに、走行モードの実態を把握し、排出ガス量の分布状況との関連を求めるほか、さらに高濃度汚染時における自動車の交通規制および道路構造等の改善その他の方策の具体化についても引き続き検討を進める。

(3)「光化学スモッグ対策の推進」(1)参照

5 大気汚染の常時監視および緊急時措置の実施

大気の汚染状況を常時監視するため、昭和47年度末までに、大気汚染固定観測局30局、移動観測局2局、鉛直分布観測局3局、広報電光表示盤局1局および緊急時情報受信局205工場をそれぞれ整備し、さらに緊急時の情報を受信伝達するための無線受信機を28市町の庁舎に設置した。

また、兵庫県の監視網と無線によるデータ交換を行なう大気汚染広域監視網を整備してきた。

本年度は、さらに次のように監視体制を整備し、大気汚染の常時監視および緊急時の措置を適切に実施する。

- (1) 固定観測局を5局増設し、テレメーターにより公害監視センターへ直結する。
- (2) 緊急時の情報を関係町村にすみやかに伝達するため、新たに熊取町ほか10町村に無線受信機を設置する。

(3)「光化学スモッグ対策の推進」(3)参照

第2節 水質汚濁対策

1 法律、条例に基づく規制

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）および大阪府公害防止条例に基づき、関係工場、事業場に対する取締り、指導を強力に実施する。

2 水質汚濁負荷量削減計画の策定

公害防止計画に示された目標を達成するため、汚水等を多量に排出する工場

(1日の排水量1000m³以上の工場)に対し実態調査を行ない、各河川の水質汚濁負荷量の削減実施計画を策定するための具体的な削減方法を検討する(調査対象工場数 約250)。

3 水質汚濁の常時監視

府下の主要河川および大阪湾の水質の汚濁状況を常時監視するため、測定基準点を設け、河川管理者および各行政機関の協力を得て計画的に水質の測定、監視を行なう。

4 下水道整備の促進

昨年度に引き続き、寝屋川北部、寝屋川南部、猪名川、安威川、淀川右岸、淀川左岸および大和川下流の流域下水道の整備を行なうとともに、新たに南大阪湾岸流域下水道事業に着手する。

また、大阪湾に関する流域別下水道整備総合計画策定のため、雨天時放流水の水質調査等を行ない、流域下水道事業の遂行に必要な資料の収集に努める。

さらに市町村が実施する下水道整備事業に対しては、従来からの補助に加えて、新たに都市下水路事業に対しても補助を行ない、下水道整備を促進する。

5 河川の汚泥しゅんせつ事業の実施

河川の汚濁を防止するため、都市河川環境整備事業として、従前から汚濁の著しい河川および将来汚濁が予想される河川を対象に汚泥のしゅんせつを行なってきたが、引き続き本年度は、神崎川、木津川等について汚泥のしゅんせつ事業を実施する。

6 船舶廃油処理施設の充実

府営港湾の環境整備を図るため、昨年度においては港内に浮遊するごみおよび沈・廃船や入出港船舶から排出される廃油の処理施設を建設するとともに、清掃船および油回収船各1隻を建造したが、本年度はこれら施設の処理機能の充実と効率的な運営を図る。

7 濑戸内海環境保全対策の推進

瀬戸内海ならびに大阪湾の環境保全対策の推進を図るため、瀬戸内海環境保全知事・市長会議、大阪湾海水汚濁対策首長会議において協議をかさねてきたが、本年度も引き続き瀬戸内海環境保全立法を促進するとともに、国および関係府県・市と協力して瀬戸内海水質調査等を実施する。

8 農林水産公害対策の実施

農林水産業関係の公害対策として、昨年度に引き続き、次のような事業および調査研究を行なう。

- (1) 漁場保全対策事業等の実施
- (2) 水質障害対策事業等の実施
- (3) 農作物等の環境適応に関する調査研究
- (4) 残留農薬に関する調査研究
- (5) 土壌の汚染状況に関する調査測定
- (6) 家畜ふん尿処理等に関する調査研究
- (7) 漁業生産環境に関する調査研究

第3節 騒音・振動対策

1 法律、条例に基づく規制

騒音規制法（昭和43年法律第98号）および大阪府公害防止条例に基づき、府の取締体制および関係市町村に対する指導を強化して、関係工場、事業場等に対する取締り、指導を強力に実施する。

2 自動車騒音対策の実施

- (1) 府下300地点において自動車騒音の実態調査を行ない、自動車騒音低減のための諸施策を検討する。
- (2) 自動車による騒音の防止対策として、府立堺工業高等学校について騒音防止

工事を実施するとともに、市町村が行なう学校の公害防止工事に対しても、その負担を軽減するため、市町村施設整備資金を活用して資金の貸付けを行なう。

第4節 航空機公害対策

1 大阪国際空港航空機公害対策の推進

大阪国際空港周辺の航空機公害対策として、昨年度に引き続き次の措置を講じる。

- (1) 航空機騒音の常時測定等および航空機排出ガスの測定調査を実施する。
- (2) 関係市が設置する学習、集会等のための共同利用施設の整備費に対し、国と同額を補助する。
- (3) 国の制度による移転補償対象者に対し、移転補償費の7割を限度としてつなぎ資金を貸し付ける。

さらに移転補償対象者が移転先の用地取得および住宅等の移転を行なうため、府の指定する金融機関から資金の不足額について融資を受けた場合には、融資額300万円を限度として、年3.65%以内の利子補給をする。

- (4) 国に対しては、航空機騒音等の公害についての抜本的な防止対策の実施、とくに航空機騒音にかかる環境基準の早期設定、騒音の発生源対策等地元住民の被害の軽減措置の実施をさらに強力に要請する。

2 大阪国際空港周辺整備機構（仮称）の設立

国においては、関係地方公共団体と共同で大阪国際空港周辺整備機構（仮称）を設立し、空港周辺整備計画に基づき、移転希望者に対する移転補償、移転代替地の造成、民家防音工事等を促進することとし、所要の法改正を準備しているので、これに積極的に協力するため、同機構の設立について必要な準備を行なう。

3 学校防音工事の実施等

航空機による騒音の防止対策として、昨年度に引き続き府立園芸高等学校および府立東淀川高等学校について騒音防止工事を実施するとともに、市町村が行なう学校、幼稚園等の公害防止工事に対しても、その負担を軽減するため、市町村施設整備資金を活用して資金の貸付けを行なう。

第5節 地盤沈下対策

1 法律、条例に基づく規制

工業用水法（昭和31年法律第146号）および大阪府公害防止条例に基づく地下水の採取規制を行なうため、規制地域内の関係工場、事業場に対する取締り、指導の徹底を図る。

なお、規制地域外である泉州地域については、地盤沈下防止策について必要な措置の検討を行なう。

2 地盤沈下状況の調査の実施

府下の地盤沈下の状況を把握するため、昨年度に引き続き水準測量調査を実施する。

また、観測井戸により地下水位および地盤沈下の状況を観測する。

3 代替水の供給および受水施設整備に対する助成

東大阪地域の上水道用地下水のくみ上げ抑制については、関係市（東大阪市、八尾市、大東市および四条畷市）に対し、代替水を供給するため、府営水道受水施設整備事業について補助を行なう。

第6節 廃棄物処理対策

1 産業廃棄物処理対策

- (1) 産業廃棄物の適正な処理を図るため廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、大阪府産業廃棄物処理計画を本年秋頃までに策定する。
- (2) 広域的な立場から産業廃棄物の最終処分地を確保するため、昨年度に引き続き堺第7-3区において海面埋立処分施設（えん堤、中仕切り堤）の整備事業を実施する。
- (3) 昭和46年2月、大阪市と共同で設立した財團法人大阪産業廃棄物処理公社を事業主体として産業廃棄物の広域処理対策事業を実施することとし、当面は、直接埋立処分の可能な土砂、がれきに限って処分を実施する。
なお、同公社の運営について昨年度に引き続き助成措置を講じる。
- (4) 産業廃棄物の適正な処理を図るため、排出事業者に対し立法趣旨に沿って事業者処理責任の原則と適正処理の徹底に努めるとともに、共同処理施設等の設置を指導し、あわせて産業廃棄物処理業者の指導、監視を強化する。

2 一般廃棄物処理対策

一般廃棄物の適正な処理を推進し、生活環境の保全を図るために、市町村が行なう廃棄物処理施設の新・増設および改造に対し、引き続き助成措置を講じるとともに、とくに本年度は公害防止のための施設の改造（洗浄集じん装置の設置）に重点をおいて助成を行なう。

第7節 公害による健康被害の防止および救済に関する施策

1 健康被害に関する調査研究の実施

公害による健康被害の調査については、調査の方法、内容および調査結果の判断等に関し、昭和45年度から設置している大阪府公害健康調査専門委員会議の専

門的な立場からの助言を得つつ、次の調査研究を行なう。

- (1) 大気汚染による健康被害の実態を把握するため、昭和39年度から実施している大気汚染の人体影響に関する調査研究を引き続き実施するとともに、大気汚染が進行している地域および今後汚染が進行すると考えられる地域の40才以上の住民を対象に、呼吸器系疾患を中心とした医学的調査を実施する。
また、環境庁の委託によるばい煙等影響調査を引き続き実施する。
- (2) 特定の工場等から排出される汚染物質の局地的な環境汚染について、当該工場等の周辺住民の健康調査を実施する。
- (3) 光化学スモッグの被害発生時に現地調査を実施するほか、疫学臨床調査、光化学スモッグの人体影響に関する研究を行なう。
- (4) 窒素酸化物の生体影響を解明するため、一酸化窒素の動物曝露による急性、亜急性影響を主とした調査研究を行なう。
- (5) 昨年度に実施した豊中市南部におけるP C B汚染地域住民の健康調査結果では急性のP C B中毒症状と疑われる症例は認められなかったが、引き続きその経過観察を行ない、あわせて母乳検査対象の母子に対する健康調査および経過観察を実施する。
また、食品、母乳中の残留P C B検査および水道水源河川、湖沼等のP C B汚染分布状況を調査するとともに、ごみ、下水、し尿処理場等からの放流水、汚泥等に含有されるP C Bの実態についても引き続き調査をする。
さらに昨年度に着手したP C Bの人体に及ぼす亜急性、慢性等の影響について動物実験により引き続き調査研究を行なう。
- (6) 公害にかかる健康被害の予防および治療ならびに調査研究体制の組織的一元化を図るため、昨年度に引き続き調査、検討を進める。

2 保健所における公害防止業務の実施

府下各保健所における公害行政の体制を整備するために、昨年度までに14保健所（豊中、吹田、布施、八尾、守口、枚方、寝屋川、藤井寺、泉大津、岸和田、茨木、枚方、高槻および四条畷の各保健所）に公害担当職員を配置してきたが、本年度はさらに4保健所に公害担当職員を配置し、公衆衛生の立場から地域の特

性に応じた各種の調査、衛生教育等を実施する。

3 公害健康被害救済法の施行等

- (1) 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号）に基づく疾病多発地区として、昭和45年2月に大阪市西淀川区が、昭和48年2月に豊中市（高速自動車国道中央自動車道西宮線以南の区域）がそれぞれ指定され、地区内の指定疾病患者に対し医療費等が支給されているが、その支給事務を行なっている大阪市および豊中市に対し、本年度も引き続き、医療費等の $\frac{3}{4}$ （うち国が $\frac{1}{2}$ 、事業者が $\frac{1}{2}$ を負担）、事務費の $\frac{1}{3}$ （うち国が $\frac{1}{3}$ を負担）を補助金として交付する。
- (2) 大気汚染の影響により慢性気管支炎等の有症率が相当高い地域について、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法に基づく救済制度が適用されるまでの間、同法による救済制度に準じる措置を実施する市（町村）に対し、その措置の実施に要する経費の一部（医療費等の $\frac{1}{2}$ 、事務費の $\frac{1}{3}$ ）を補助金として交付する。
- (3) 前記(1)および(2)の救済制度の対象とされる指定疾病患者が死亡した場合、関係市（町村）とともにその遺族に対し死亡見舞金を支給する。

4 西淀川区公害医療センター（仮称）の建設に対する助成

指定疾病患者の医療と緊急時の避難施設等の確保を図るため、西淀川区公害医療センター（仮称）の建設に対し補助を行なう。

第8節 公害防止のための助成

1 中小企業者に対する公害防止資金の融資

- (1) 中小企業における公害防止施設の設置、改善または工場移転等を促進するため、昭和36年度から実施している中小企業公害防止資金特別融資制度について、次のように改善を図る。

融資目標額 20億円（昨年度16億円）
融資限度額 原則として2000万円
ただし、無担保融資は300万円まで（昨年度250万円）

- (2) 中小企業者が共同して行なう共同公害防止事業に対し、中小企業振興事業団法（昭和42年法律第56号）による中小企業高度化資金を積極的に活用して資金貸付けを行なう。
- (3) 中小企業設備近代化資金貸付けのうち、公害防止資金の融資については、申込受付期間に特例を設ける等さらに積極的な活用を促進する。
- (4) 中小企業合理化機械月賦販売制度においても、中小企業者に公害防止設備の長期月賦購入をあっ旋するとともに、今後さらにあっ旋する機種等の指定を拡大して、その公害防止策を助長する。

2 西淀川地区公害防止緊急対策に対する助成

大気汚染の著しい西淀川区の現状を改善するため、大阪市が行なう西淀川区大野川筋環境整備事業に対し、昨年度に引き続き資金の貸付け（所要資金の $\frac{1}{2}$ 以内）を行なう。

3 市町村の公害防止行政に対する助成

- (1) 公害観測車等の整備に対する補助
市町村が公害観測車、公害監視パトロール車および各種測定機器を整備する場合、その購入に必要な経費の $\frac{1}{2}$ 以内を補助する。
- (2) 公害検査分析機器の整備に対する補助
大阪府公害防止条例に基づき、大気汚染、水質汚濁にかかる規制権限を委任した市に対し、ガスクロマトグラフィ質量分析計および原子吸光光度計の整備に必要な経費の $\frac{1}{2}$ 以内の額を補助する。
- (3) 公害防止事務費交付金の交付
大阪府公害防止条例に基づき、事務委任をした市町村に対し、引き続き交付金を交付する。

4 民間ににおける公害防止技術の研究に対する助成

中小企業の実情に即した公害防止を促進するため、中小企業が協同組合単位で行なう公害防止技術の研究および財団法人関西産業公害防止センターが行なう公害試料等の分析技術の開発研究に対して助成措置を講じる。

第9節 公害防止技術の開発および指導

1 公害防止技術の開発等

本年度は次のテーマを選び、研究を行なう。

- (1) 燃焼装置における窒素酸化物低減化の研究
- (2) 非用水型染色加工技術に関する研究
- (3) 放射線利用による元素分析方法の研究

2 公害防止技術の相談、指導

府立工業技術研究所の公害防止技術相談室において、公害防止技術についての相談、指導および防止機器の性能検査を行なう。

3 公害防止技術者の養成

中小企業における公害防止体制の強化を図るために、各種の技術者研修を実施する。

第10節 公害の監視、検査・分析、研究体制の拡充

1 公害監視センターの拡充

公害試料の分析機構等の充実を図るために、昭和46年度から3か年計画で公害監視センターの増築および設備の整備を図っているが、本年度はその残余工事を完成させるとともに、検査分析機器を充実する。

2 環境科学センター（仮称）の設立準備等

公害関係調査研究体制の整備強化を図るため、新たに、環境科学センター（仮称）を設置することとし、本年度はその庁舎新築のための基本設計を行なう（完成予定 昭和51年4月）。

なお、既存の公害関係調査研究機関である公害監視センターをはじめとして、放射線中央研究所、公衆衛生研究所、工業技術研究所、農林技術センター等においては、それぞれの特性に応じ調査研究機能の充実を図るとともに、各機関相互の連絡調整を行ない、調査研究体制の確立に努める。

（参考） 環境科学センター（仮称）の構想

	主　な　機　能
管　理　部　門	公害広報コーナー、公害技術研修、啓発教育、国際セミナー
情　報　管　理　部　門	公害データーベンク 各研究所群による電子計算機の共同利用
環　境　調　査　部　門	大気、水質、騒音、振動および社会科学的分野におけるプロジェクト・チーム制の調査研究 汚染因子の常時監視、測定
検　査　部　門	汚染物質の検査、分析および測定技術研究

第11節 他の公害防止対策

1 公害に関する苦情・相談の処理

公害に関する苦情・相談については、公害室各課、府の各保健所および関係府民センターならびに市町村公害担当部課が相互に密接な連けいを保ちながら、その迅速かつ適切な処理に努める。

2 大阪府公害審査会の運営

昭和45年11月1日以来、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）による大阪府公害審査会を設け、公害紛争の処理に努めているが、本年度は継続中の調停事案の審査を引き続き進めるとともに、新たに調停申請のあった場合には、その事案の早期処理に努める。

3 公害モニター制度の運営

昭和44年11月に発足した府公害モニター制度（原則として、府下公立中学校区単位に1名ずつ選任）を次のように運営する。

- (1) 公害モニター担当地区の公害発生状況等に関し、報告および意見を求める。
- (2) 研修会を実施して公害に関する情報を提供することにより、モニター活動の円滑化に資する。

4 公害防止管理者等にかかる業務の運営

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）に基づき、公害防止管理者等の選任が義務づけられている特定事業者に対し、公害防止管理者等の選任および届出等が適正に行なわれるよう指導する。

5 公害防止に関する知識の普及

府民および事業者に対し、公害に関する知識の普及を図るため、公害防止に関する啓発パンフレットの発行、公害問題講演会の開催、環境週間の設定に伴う諸行事の実施等の措置を講じる。

付 錄 昭和48年度公害関係予算一覧

(1) 公害関係予算(部別)

(単位 千円)

部 名	昭 和 48 年 度 当 初
企 画 部	15,365
生 活 環 境 部	9,855,172
衛 生 部	346,635
商 工 部	492,020
農 林 部	261,834
土 木 部	19,015,762
水 道 部	4,425,161
公 安 委 員 会	3,080
教 育 委 員 会	188,630
合 計	34,603,659

(2) 公害関係予算(種目別)

(単位 千円)

区分	事業名	昭和48年度当初	摘要
公 害	公害基本対策費	13,761	公害行政総合調整費
	公害モニター運営費	9,610	公害モニター 301人(中学校区に1人)
	公害相談および紛争処理費	8,076	1. 公害審査会運営費 3,099千円 2. 苦情相談緊急処理費 4,977千円
	公害防止条例委任事務費	34,944	市町村交付金等
	公害観測車等整備補助金	37,000	市町村補助金
	公害検査分析機器整備補助金	10,000	市町村補助金
	工場適正分散化促進費	500,000	工場移転跡地買上資金貸付金
	西淀川地区公害防止緊急対策費	145,000	大野川筋環境整備事業資金貸付金
	中小企業公害防止設備資金融資促進費	1,462,980	融資目標 20億円 貸付金利 年7.7% 利子補給 小企業 年7% 中企業 年6%
般	公害防止計画進行管理費	5,417	公害防止計画事業の進行管理事務費
	環境科学センター(仮称)設立準備費	5,000	1. 基本設計料 3,000千円 2. データーバンク等設置調査費 2,000千円
	公害室構分室運営費	23,598	管理運営費等
	公害監視センター運営費	81,642	1. 管理運営費 27,362千円 2. 検査分析機器整備費 54,280千円
	公害監視センター建築費	253,600	建設年度 46~48年度 工事費 456,100千円 規模 R.C.、B/F、5F

区分	事業名	昭和48年度当初	摘要
公 害 一 般	放射線利用環境汚染研究費	15,365	放射線利用による元素分析方法の研究
	保健所公害業務運営費	9,172	公害担当職員配置費18保健所
	公害影響調査費	3,515	生活環境汚染影響調査費
	公害保健対策事業費	2,000	公害保健体制整備調査費
	公害人体影響研究費	1,912	公衆衛生研究所公害衛生室研究費
	公害防止技術向上対策費	5,880	1. 公害防止技術者養成事業費 4,380千円 2. 公害防止技術指導相談費 500千円 3. 公害防止推進研究会助成費 1,000千円
	(財)関西産業公害防止センター補助金	3,000	分析技術開発研究補助金
	公害防止資金貸付金(特別会計)	467,600	公害防止設備設置資金貸付金 高度化資金 267,600千円 設備近代化資金 200,000千円
	公害取締対策費	2,227	公害関係事犯採証機器整備費
大 氣 汚 染	学校公害実態調査費	3,090	1. 環境衛生検査器具購入費 2,890千円 2. 学校公害研究学校補助金 200千円
	学校公害対策費	900	学校緑化推進モデル校設置費
	計	3,105,289	
西淀川区 公害医療センター補助金	健康被害救済費	75,308	1. 健康被害救済特別措置費補助金 70,400千円 2. 市町村健康被害救済費補助金 1,500千円 3. 公害病患者死亡見舞金 (5万円) 3,000千円 4. 事務費 408千円
		80,000	建設費補助金

区分	事業名	昭和48年度当初	摘要
大 氣 汚 染	公害現況等調査費	11,682	1. 地域別いおう酸化物汚染状況調査費 4,183千円 2. 燃料使用量調査費 296千円 3. 地域別降下ばいじん調査費 4,727千円 4. 浮遊粉じん環境調査費 2,476千円
	大気汚染防止規制指導費	11,833	大気汚染防止法等施行費
	悪臭防止規制指導費	1,417	悪臭防止法等施行費
	大気清浄化計画実施費	2,325	いおう酸化物等削減計画実施費
	光化学スモッグ対策費	53,148	1. 総合調整費 3,737千円 2. 被害発生時緊急調査費 1,666千円 3. 発生源工場等実態調査費 1,705千円 4. 原因物質究明地上調査費 10,540千円 5. 原因物質究明立体調査費 35,500千円
	自動車公害対策費	13,673	1. 自動車排出ガス浄化装置取付推進費 4,947千円 2. 自動車排出ガス人体影響調査費 2,155千円 3. 自動車排出ガス実態調査費 6,571千円
	大気汚染観測局整備費	117,850	大気汚染総合観測局設置費等 新設 5ヵ所
	公害監視センター大気管理費	70,116	1. 大気汚染常時監視費 55,164千円 2. 大気検査業務費 12,654千円 3. 大気汚染物質調査費 2,298千円
	航空機公害実態調査費	2,552	航空機排出ガス調査費
公 害 影 響			1. ばい煙等人体影響調査費 7,933千円
	公害影響調査費	31,498	2. 光化学スモッグ影響調査費 5,380千円 3. 硫素酸化物影響調査費 18,185千円

区分	事業名	昭和48年度当初	摘要
大気汚染	公害保健対策事業費	6,728	大気汚染地区住民健康診査費
	公害対策指導研究費	9,000	燃焼装置の窒素酸化物低減化研究費
	農作物等公害対策研究費	4,460	大気汚染影響試験研究費
	学校公害対策費	1,640	酸素吸入器の設置等
	計	493,230	
水質汚濁	公共用水域常時監視費	73,034	河川、海域水質常時監視費
	水質汚濁防止規制指導費	12,864	水質汚濁防止法等施行費
	水質汚濁負荷量削減計画実施費	2,899	生物化学的酸素要求量等削減計画実施費
	公害監視センター水質管理費	16,531	1. 水質汚濁常時監視費 4,830千円 2. 水質検査業務費 8,699千円 3. 水質汚濁物質調査費 3,002千円
	P C B 環境汚染調査費	39,341	1. 食品等検査費 23,880千円 2. 住民健康診査費 2,219千円 3. 生体影響調査費 13,242千円
	公害防止技術研究費	6,540	非用水型染色加工技術研究費
	農作物等公害対策研究費	12,033	1. 農業用水水質調査費 4,024千円 2. 汚染農作物等対策融資利子補給金 209千円 3. 水質障害対策事業費 7,800千円
	漁業公害対策費	228,963	1. 漁業公害対策貸付金 200,000千円 2. 漁業生産環境調査費 12,547千円 3. 漁場保全対策費 13,285千円 4. 港湾水域清掃事業費 2,433千円 5. 水質浄化研究費 698千円
	下水道整備費	18,563,331	1. 流域下水道整備関係費 13,997,000千円 2. 市町村補助関係費 4,566,331千円

区分	事業名	昭和48年度当初	摘要
水質汚濁	下水道整備指導調査費	93,000	1. 流域下水道計画調整調査費 45,000千円 2. 流域総合下水道計画調査費 30,000千円 3. 下水道研究調査費 18,000千円
	都市河川浄化事業費	249,600	汚泥しゅんせつ事業費
	船舶廃油処理場維持費	93,465	1. 廃油処理場焼却炉追加施設 60,000千円 2. 廃油処理場維持費等 11,506千円 3. 廃油処理場施設運営費 21,959千円
騒音振動	浄水場汚泥処理設備建設費 (特別会計)	2,742,278	1. 水道事業会計(村野、庭窪) 1,402,000千円 2. 工業用水道事業会計 (大庭、三島、庭窪) 1,340,278千円
	計	22,133,879	
騒音振動	航空機公害実態調査費	14,133	航空機騒音常時監視費
	大阪国際空港周辺対策費	221,579	1. 共同利用施設建設費補助金 118,800千円 2. 住宅等移転補償つなぎ資金融資費 101,779千円 3. 周辺整備機構設立準備調査費 1,000千円
	学校等公害防止施設整備事業費	1,000,000	1. 航空機騒音防止施設整備資金貸付 金 900,000千円 2. 自動車騒音等防止施設整備資金貸 付金 100,000千円
	自動車公害対策費	4,247	自動車騒音実態調査費
	騒音振動規制指導費	1,480	騒音規制法等施行費
	公害監視センター騒音振動管理費	8,634	騒音振動検査業務費
	公害取締対策費	853	深夜営業等騒音取締指導費

区分	事業名	昭和48年度当初	摘要
騒音 ・ 振動	航空機騒音等 公害防止費	183,000	1. 東淀川高等学校改築費 (防音、換気) 92,000千円 2. 園芸高等学校改築費 (空調) 91,000千円
	計	1,433,926	
廃 棄 物	一般廃棄物処理 指導監督費	5,129	市町村指導監督費
	一般廃棄物処理 施設調査研究費	5,000	ごみ処理施設排水処理方法研究費
	一般廃棄物 処理施設整備 市町村補助金	1,703,000	し尿、ごみ処理施設整備補助金
	産業廃棄物処理 指導監督費	7,887	処理業者等指導監督費
	産業廃棄物処理 計画策定費	3,522	処理計画策定調査費
	産業廃棄物広域 処理対策事業費	3,732,391	1. 海面埋立処分施設(えん堤)整備 費および(財)大阪産業廃棄物処理 公社補助金
	計	5,456,929	
地 盤 沈 下	地盤沈下規則 指導費	12,310	1. 地盤沈下量調査費 10,550千円 2. 工業用水法等施行費 1,760千円
	上水道地盤沈下対策費	229,129	代替受水施設整備補助金
	地盤沈下調査費	16,366	水準測量調査費
	地盤沈下対策 事業費 (特別会計)	1,682,883	1. 第3次工業用水道事業費 793,494千円 2. 第4次工業用水道事業費 889,389千円
	計	1,940,688	

区分	事業名	昭和48年度当初	摘要
その他	有害食品調査費	23,340	主要食品有害重金属等検査費
	農作物等公害対策研究費	6,655	1. 農薬残留調査費 6,007千円 2. 土壌汚染防止対策調査費 648千円
	畜産公害防止対策費	9,723	1. 家畜ふん尿処理研究費 3,456千円 2. 衛生的畜舎飼養管理試験費 2,387千円 3. 畜産経営環境保全対策費 3,880千円
	計	39,718	
合 計		34,603,659	